

北三瓶小学校いじめ防止基本方針(改訂版)

大田市立北三瓶小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為である。

しかしながら、全国的に見てもいじめの問題は依然として憂慮すべき状況が続いており、極めて重大な社会的問題となっているのが現状である。

そこで、本校では、全ての児童が安心して楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない学校づくりを、全職員と児童・家庭・地域がひとつになって推進していくために、本基本方針を策定することとした。

本基本方針は、国及び県、市が示した基本方針を踏まえ、学校としてのいじめ防止に対する考えを示したものである。

北三瓶小学校児童会 心ぽかぽか宣言

みんなが心ぽかぽかで過ごすために……

- ◆相手の気持ちを考えて行動する。
- ◆積極的に話しかける。
- ◆人の良いところをさがす。
- ◆言われたらうれしくなる言葉かけをする。

……みんな決めて、みんなで行動しよう。

平成 25 年 12 月 18 日 北三瓶小学校児童会

1 基本的な考え方

(1) 本基本方針の基本理念

全ての児童にとって、学校や学級が安心・安全な居場所であるために、いじめを行わず、また、いじめを許さない児童個人・集団を作っていくことを目指していく。また、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童が理解できるよう手立てを講じていく。

学校は、家庭・地域と連携し、あらゆる機会を捉えながら、児童一人一人の自尊感情を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。また、いじめの積極的認知を心がけ、迅速かつ適切に対処していく。その際、特定の職員が抱え込むことなく、組織的に対処するとともに、家庭・地域、関係機関等とも積極的に連携を図っていく。

さらには、いじめを受けた児童が安心して相談できる体制作りに加え、学校内外の相談窓口の周知にも努めていく。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第二条)

(3) いじめに対する認識

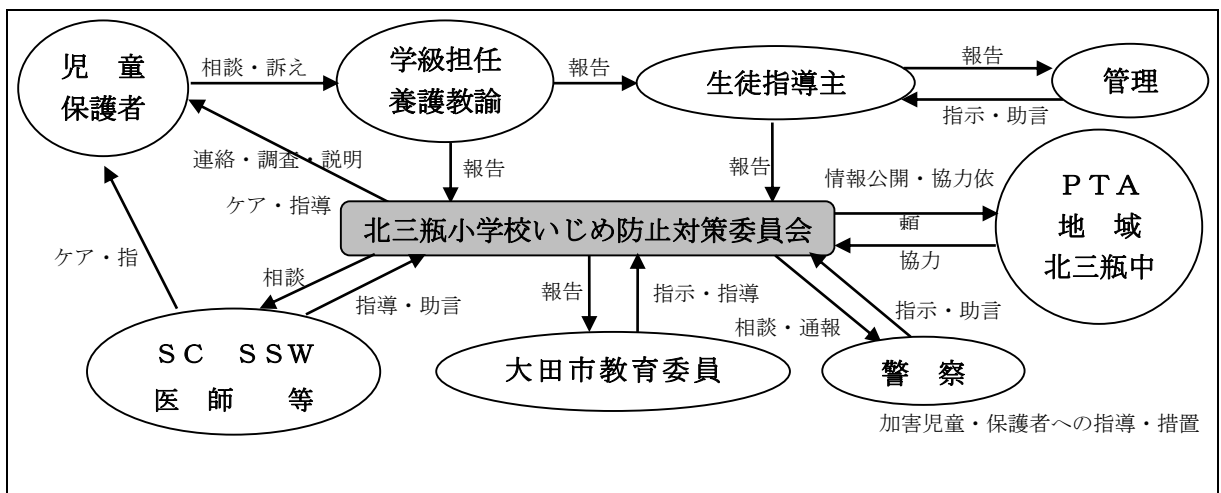
- ① いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されない人権侵害であること。
- ② いじめは、どの児童にも起こりうるもので、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであること。実際に、被害経験については、児童生徒の9割が何らかの経験を持っていること。(小学校4年生から中学校3年生までを対象にした国立教育政策研究所の調査。平成25年実施。)
- ③ いじめは、往々にして大人の目が届かないところや、大人が気づきにくく判断しにくい形で起こりやすいということ。
- ④ いじめは、加害児童と被害児童だけの問題ではなく、それらを取りまく学級等の集団の問題であり、その集団のもつ構造上の問題や風土がいじめの進行を助長するケースが多いこと。
- ⑤ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うべきものであること。「いじめられた側にも問題がある。」という誤った認識は排除しなくてはならないこと。

2 いじめの未然防止

(1) 校内体制の整備

- ① 「北三瓶小学校いじめ防止対策委員会」の設置
 - ・ 校内組織として「北三瓶小学校いじめ防止対策委員会」を常設する。本委員会は、児童理解や実態把握、集団づくり等を通してのいじめの未然防止にあたるほか、いじめが起こった場合においては、大田市教育委員会の指示・指導のもと、問題の解消や再発防止に向けての対応にあたる。
 - ・ 本委員会の基本構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、教務主任、研究主任、養護教諭とする。
 - ・ 本委員会には、必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、医師等の心理の専門家、民生児童委員、主任児童委員、市役所子育て支援課等の福祉の専門家、弁護士、教員経験者、警察経験者、北三瓶中学校の職員、PTA役員等の関係者や専門家等を加え、指導・助言や支援・協力を求める。

【組織図】



② 「北三瓶子どもを見守る会」の開催

- ・ 生徒指導上の事柄に関する地域との情報共有・連携方針確認，そして本基本方針に関する取組状況の評価の場として，7月と2月に行う。
- ・ 構成員は，次のとおりとする。
 - i) 北三瓶まちづくりセンター長
 - ii) 北三瓶地区社会福祉協議会長
 - iii) 民生児童委員（3名）
 - iv) 主任児童委員
 - v) 少年補導員（2名）
 - vi) 山口町自治会長
 - vii) 多根自治会長
 - viii) お米学習講師代表
 - ix) 多根みかど会長
 - x) 山口駐在所
 - xi) スクールガードリーダー
 - xii) 山村留学センター長
- ℱ北三瓶小・中学校PTA会長 ⑭同副会長（4名）
- ⑮北三瓶小・中学校管理職（4名） ⑯同生徒指導主任・主事（2名）

(2)いじめの未然防止のための取組

①いじめを許さない学校風土の醸成

- ・ 学級指導の時間をはじめ，あらゆる指導機会を捉えて「いじめは決して許されないことである。」ということを繰り返し指導し，理解を促す。
- ・ 集団生活を送る上で守るべきルールや大切にすべきマナー等について指導し，規範意識を高める。
- ・ 道徳の時間を要とした道徳教育や体験活動に力を入れることで，思いやりの心を育むとともに，互いを尊重し，命を大切にしようとする態度や豊かな情操を育む。
- ・ インターネット上でのいじめも増えてきているという現状を踏まえ，年間指導計画に沿って情報モラル教育を進める。
- ・ 12月の人権週間に合わせて児童会主催の人権集会を開催し，児童会の人権宣言「心ばかばか宣言」を採択する。「心ばかばか宣言」は，児童の目に触れやすい場所に掲示するとともに，常に意識して生活するよう折に触れて話題にする。

②いじめに向かわない児童の育成

- ・ 「わかる授業」を行うとともに，特別活動等で一人一人が活躍できる場を意図的に設けることで，学校生活に対する充実感や達成感，集団への所属感や自己有用感，自己肯定感の涵養を図る。
- ・ コミュニケーション力の育成を指導の重点の一つとするとともに，様々な活動の中に多様な組合せのグループでの活動を意図的に設定することで，人間関係を構築する能力の伸長を図る。
- ・ いじめの背景にあるストレスの要因について改善を図るとともに，ストレスに適切に対処できる力を育む。

③鋭敏な人権感覚をもった職員集団の育成

- ・ いじめ問題に加え，人権・同和教育や特別支援教育等，各種の校内研修を計画的に実施するとと

もに、校外での研修にも積極的に参加するなど、全職員が絶えず自己啓発を図ることにより、鋭敏な人権感覚と、いじめを予防するために必要な知識や実践力を身につける。

3 いじめの早期発見

(1)いじめの早期発見のための取組

①いじめの積極的な認知と情報の共有

- ・全児童を全職員で見守ることを大原則とする。児童との会話や表情・行動の観察、日記、いじめアンケート（毎学期）等の中から情報を収集し共有するほか、アンケートQ-U（6月・10月）を実施・分析することで、より確かな児童理解と情報の収集に努める。
- ・子どもを語る会（毎学期）、山村留学センターとの連絡協議会（毎学期）、保・小連絡会（3月・5月）、小・中合同職員会議（適宜）を実施するほか、職員室での日常的な情報交換を大切にする。ネットパトロール（島根県教育委員会）からの情報にも目を配る。

②相談体制の充実

- ・児童に対しては、日頃から担任を中心に信頼関係を築くよう心がけ、気軽に相談しやすい雰囲気を作るとともに、教育相談アンケート・教育相談（毎学期）を実施することで、相談の機会を保障する。
- ・自分たちの手でよりよい学校生活を創り上げるのだという機運を盛り上げ、いじめについて周りの人に相談することは決して恥ずかしいことではないということを理解させる。
- ・保護者に対しては、家庭訪問（5月）や個人面談（1・2学期末）を実施するほか、連絡ノートや電話等で密に連絡を取り合うことで、どんなことでも相談しやすい関係を作っておく。
- ・直接相談することができないケースがあることを考え、児童・保護者に対して外部の電話相談窓口を周知する。

【電話相談窓口一覧】

24時間いじめ相談ダイヤル（文部科学省）	0570-0-78310	毎日24時間
いじめ相談テレフォン（島根県教育委員会）	0120-874-371 0120-779-110	平日 9:00～19:00 休日10:00～17:00
こころとそだちの相談室（島根大学教育学部）	0852-32-1100	平日10:00～16:00
心のダイヤル（心と体の相談センター）	0852-21-2885	平日 8:30～17:15
大田市教育研修センター（大田市）	0854-82-6333	平日 9:00～16:00
浜田教育センター（島根県）	0855-23-6784	平日 9:30～17:00
浜田児童相談所	0855-28-3560	平日 8:30～17:15
出雲児童相談所	0853-21-0007	平日8:30～17:15
自殺予防いのちの電話（社団法人）	0120-738-556	毎月10日 24時間
子どもと家庭電話相談室（島根県）	0120-258-641	祝日以外9:00～21:30

子どもの人権110番（松江地方法務局）	0120-007-110	平日 8:30～17:15
チャイルドラインしまね（NPO）	0120-99-7777	月～土16:00～21:00
子どもホットラインもしもしにゃんこ（NPO）	0120-225-044	日曜14:00～18:00
ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番	0120-786-719	24時間

4 いじめ発生時の対処

(1)校内体制(北三瓶小学校いじめ防止対策委員会)

- ・児童に普段と変わった様子が認められた場合は、直ちに担任か養護教諭による教育相談を行う。
- ・いじめ、もしくはいじめが疑われる事象が発生したことが明らかになった場合は、直ちに「北三瓶小学校いじめ防止対策委員会」を開き、校長の指示のもとで素早く組織的に対処する。担任等が一人で抱え込むことがないようにくれぐれも留意する。

【基本的な対処の手順】

- ① 複数の教員による情報収集・事実確認を行う。
- ② 事実を整理し、関係児童の家庭訪問と教育委員会への報告を行う。(以降、適宜)
- ③ 複数の教員によって、被害児童・加害児童双方に対応する。
- ④ 学級全体(場合によっては全校)への調査を行う。
- ⑤ いじめの未然防止のための取組を見直し、加害児童やその周辺の児童、学級全体への指導を再度計画し実行する。
- ⑥ 関係児童の家庭と教育委員会への最終報告を行う。
- ⑦ 一連の対処についての評価・検証と、いじめ発生に至った背景の分析・検証をし、取組の見直しと改善を行う。
- ⑧ 必要に応じて、他の保護者に対する説明を行う。

※ 一連の対処における役割分担は、基本的には次のとおりとする。

- ・全体指揮・・・校長
- ・外部機関との連絡・調整・・・教頭
- ・スケジュール等の調整・・・教務主任
- ・情報収集・事実確認、学級指導・・・担任、生徒指導主任
- ・関係児童の家庭との連絡、家庭訪問・・・教頭、担任
- ・関係児童への対応・ケア・・・担任、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭
- ・いじめ防止対策委員会の運営・・・生徒指導主任
- ・対処の記録のとりまとめ・・・生徒指導主任

※ 対処の記録については、各自が時系列で正確・詳細にとり、生徒指導主任がとりまとめる。

(2)被害児童とその保護者への支援

- ・いじめが発生したことが明らかになった時点で被害児童から事実関係の聴取等を行うが、被害児童(及び情報を提供した児童)の安全確保と心のケアを最優先にしながら、継続的に対処・支援をする。
- ・家庭訪問はできるだけ速やかに実施し、事実関係の報告並びに今後の対応等について情報共有をする。以降、新たな事実が判明したり事態が進展したりするたびに小まめに情報提供を行う。必要に応じて児童及び保護者に対してSCやSSW等の心理の専門家の活用を勧める。

(3)加害児童への指導とその保護者への助言

- ・被害児童への支援と並行して、加害児童からも事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認され次第、組織的な対応によりいじめをやめさせるとともに、再発防止の措置を講じ、以後継続的に指導を行う。その際、出席停止等の措置や警察との連携等を視野に入れながら毅然とした対応を行う。一方で、加害児童の抱える問題等、いじめを行うに至った背景にも十分目を向けながら、健全な人格の発達に配慮する。
- ・加害児童の保護者についても速やかに連絡をし、事実や指導に対する理解や協力を求めるとともに継続的に助言を行う。加害児童の抱える問題等、いじめを行うに至った背景についても十分理解を示しながら、学校と家庭が足並みをそろえて指導を行っていけるようにする。

(4)いじめが起きた集団への指導

- ・被害児童や加害児童だけでなく、周囲の児童に対しても、自分の問題として捉えるよう指導する。いじめに加担したり同調したりしていた児童に対しては、いじめの中心となっていた児童と同様、毅然とした対応を行う。いじめを傍観していた児童に対しては、誰かに知らせる等の勇気をもつよう指導する。保護者に対しても指導内容を連絡する。

(5)インターネット上でのいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等が明らかになった場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかな削除を要請する。この措置にあたっては、法務局や警察等の協力を求める。
- ・情報モラル教育の推進状況を見直し、より効果的な指導を実施する。
- ・保護者に対しても情報を公開し、SNSやメール利用に対する啓発を行うとともに、家庭内のルール作りに対する協力を強く求める。

(6)関係機関との連携

- ・いじめが発生したことが明らかになった時点で、直ちに大田市教育委員会に第一報を入れる。以降、この件に関する対処が終了するまで、適宜経過報告を行うとともに指示・指導を受ける。
- ・校内対応では不十分であると判断された場合は、大田市教育委員会の指導のもとで関係機関との連携を図る。必要に応じて指導・助言を仰ぐほか、児童・保護者へのケア、指導等を要請する。
- ・外部機関との連絡窓口は教頭とする。

【関係機関一覧】

機 関	電話番号
大田市教育委員会 学校教育室	0854-82-0294
SC, SSW (市教委を通して)	同上
県央保健所	0854-82-9812
県立心の医療センター	0853-30-2100
大田市役所 市民生活部 子育て支援課	0854-86-1600 (市役所代表)
浜田児童相談所	0855-28-3560
大田警察署	0854-82-0110
松江地方法務局 浜田支局	0855-22-0959
人権擁護委員	0854-86-0176 (黒谷明司さん)
北三瓶中学校 校長	0854-86-0013
北三瓶小・中PTA会長	〇〇 - 〇〇〇〇
北三瓶まちづくりセンター	0854-86-0478
4班学校警察連絡協議会	(事務局校は輪番：H29は北三瓶小)

(7)他の保護者への説明

- ・他の保護者に対する説明の必要の有無については、大田市教育委員会の指導のもとで北三瓶小学校いじめ防止対策委員会において協議し、必要であると判断された場合は、学級もしくは全保護者を対象に、個別の連絡もしくは説明会を実施することにより説明を行う。

(8)再発防止に向けた取組

- ・一連の対応について評価・検証するとともに、いじめ発生に至った背景を分析・検証することで、いじめの未然防止のための取組に関する課題の整理と、取組の見直し・改善を行い、再発防止に努める。

5 重大事態発生時の対処

(1)重大事態の捉え

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。
- ③児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2)重大事態への対応

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに大田市教育委員会に報告するとともに、対応についての指示・指導を仰ぎながら、北三瓶小学校いじめ防止対策委員会に、適切な人材（利害関係を有しない第三者）を加えた調査組織を設置する。
- ②重大事態の調査にあたっては、次のことについてなるべく詳細に明らかにする。
 - ・その要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。
 - ・その要因となったいじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか。
 - ・その要因となったいじめに、学校・教職員がどのように対応したか。
- ③被害児童や情報を提供した児童からの事実関係の聴取等にあたっては、当該児童の安全確保と心のケアを最優先にする。特に被害児童に対しては、状況に合わせた適切かつ継続的なケアを行うとともに、学校生活への復帰の支援と学習支援等を行う。
- ④加害児童や周囲の児童に対する指導等については、上記4の（3）、（4）と同様とする。

(3)重大事態への対応に関するその他の留意事項

- ①被害児童が自死した場合の調査にあたっては、次のことに十分留意する。
 - ・亡くなった児童の尊厳の保持と、遺族の心情への十分な配慮をすること。また、遺族の要望や意見を十分聴き、可能な限りの配慮と説明を行うこと。同時に、詳しい調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の期間や方法、入手した資料の取扱、調査結果についての遺族への説明や公表に関する方針についての合意形成を図ること。
 - ・在校生及びその保護者に対しても、説明会を開く等によるできる限りの説明と配慮を行うこと。
- ・できる限り偏りのない資料や情報をより多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的・総合的に分析評価を行うこと。
- ②重大事態に関する調査結果の報告及び公表にあたっては、次のことに留意する。
 - ・調査の結果については、大田市教育委員会を通じて大田市長に報告すること。
 - ・被害児童またはその保護者が希望する場合は、被害児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えること。
 - ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫したものとなるよう留意すること。なお、被害児童が自死した場合は、亡くなった児童の尊厳の保持や自死の連鎖の可能性を鑑み、「WHOによる自殺報道への提言」を参考にすること。

6 その他

(1)取組に対する評価と改善

- ①職員による相互チェック
 - ・それぞれの職員の学級経営等の取組の仕方について、日頃から相互に学び合い、各自がより効果的な指導方法や児童への関わり方を身につけられるよう心がける。
 - ・日頃からどんなことでも話し合える職員室の雰囲気作りが心がけ、トラブルや悩みを一人で抱え込んでしまうことがないように互いに目を配る。
- ②学校評価と職員評価
 - ・評価結果を真摯に受け止め、また公表することで外部の指導・助言を仰ぎながら、よりよい方

向に改善していくよう心がける。

(2)いじめ防止に係る年間計画

月	学校の取組	家庭・地域・関係機関との連携
通年	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童観察, 児童理解, 教育相談 ◆道徳の時間 ・学級活動の指導 (いじめ, 情報モラルを含む) ◆あいさつ運動 ◆見守り活動 ◆児童に関する情報の交換 ◆中学校との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ◆S Cの活用 (適宜) ◆小・中管理職連絡会議 (毎月) ◆児童生徒に関する小・中合同職員会議 (適宜) ◆あいさつ運動 ・見守り活動 (毎週水曜日)
4	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校経営方針の理解, 学校経営の重点の確認 ◆いじめ防止基本方針の理解 ◆学級経営案の作成 ◆第1回子どもを語る会 ◆第1回いじめ防止対策委員会 ◆児童総会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市生徒指導主任・主事会
5		<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止基本方針の周知 (P T A総会) ◆学級懇談 ・家庭訪問 ◆山村留学センターとの連絡協議会 ◆保・小, 幼・小, 小・中連絡会
6	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1回アンケートQ - U ◆第1回学校生活アンケート・第1回教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市学校警察連絡協議会
7	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回子どもを語る会 (Q - Uの結果分析) ◆第2回いじめ防止対策委員会 ◆「夏休みのくらし」の確認 ◆児童総会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1回北三瓶子どもを見守る会 ◆期末懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内研修 ◆校外研修 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ◆2学期の取組の重点の確認 ◆児童総会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回アンケートQ - U 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山村留学センターとの連絡協議会
11	<ul style="list-style-type: none"> ◆第3回子どもを語る会 (Q - Uの結果分析) ◆第3回いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆4班学校警察連絡協議会
12	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回学校生活アンケート ・第2回教育相談 ◆「冬休みのくらし」の確認 ◆児童総会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ふれあい研修会 (人権・同和教育に関する授業公開・研修会) ◆期末懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ◆3学期の取組の重点の確認 ◆児童総会 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ◆第4回子どもを語る会の実施 ◆第4回いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2回北三瓶子どもを見守る会 ◆市学校警察連絡協議会

	◆学校評価	◆山村留学センターとの連絡協議会
3	◆いじめ防止基本方針の見直し，改善策の検討 ◆児童総会	◆保・小，幼・小，小・中連絡会

(3)その他

- ・本基本方針は、文部科学大臣決定の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日）を受け、平成25年12月18日に策定した。
- ・本基本方針（改訂版）は、大田市いじめ防止基本方針の策定（平成26年8月1日）を受け、平成26年8月6日に一部改訂した。
- ・本基本方針は、構成員の役職名の変更に伴い、平成27年5月1日に一部改訂した。